

富士川町立[REDACTED]小学校
いじめ重大事態に関する所見書

富士川町 町長 殿
富士川町教育委員会 教育長 殿
富士川町いじめ問題専門委員会 委員長 殿
富士川町立[REDACTED]小学校 校長 殿

※本書は三部構成となっています

1. 報告書に関する保護者の所見
2. 調査報告書の不備・誤認に対する指摘事項
3. 参考資料『学校の事実ではない報告について』

令和4年4月25日作成

被害児童保護者

1. 報告書に関する保護者の所見

■ はじめに

この所見書は、わが子が小学2年生当時に受けたいじめ重大事態、およびその後の学校や教育委員会による、被害児童に寄り添わない対応の数々について、事実をもとに記録・証言するものです。

これ以上、教育現場において子どもの人権が無視されたり、組織的な事実の歪曲や隠蔽が繰り返されたりすることがないように。

また、本来であれば適切にケアされるべき被害児童が、二重三重の苦しみを味わうことのないように。

その想いで声をあげることにしました。

■ いじめの概要

令和4年4月22日、担任不在の休み時間中に、小学2年生教室で、同級生がナイフ型ダンボールカッターをわが子の顔や目に向けて、何度も振り下ろすという危険な行為を行い、わが子は強い恐怖を感じた。その日わが子は、保護者の顔を見るやいなや激しく泣き出し、嗚咽が収まるまでに約1時間を要した。すぐに保護者から担任に、そのような危険な事故があったことを伝えた。

翌登校日である令和4年4月25日、担任はクラス児童全員を理科室に集めてナイフの正しい使い方を指導したが、危険な事故の経緯については、誰からも話を聞くことをしなかった。

担任はその指導中に、児童らの前で自身の手を切っている。担任の血を目の当たりにしたわが子は、数日前に体験した恐怖を、さらに深めた。

もとより、わが子は加害児童らから毎日のようにからかわれる、首を複数回絞められるといった継続的ないじめを受けており、担任に繰り返し被害を訴えていたが、適切な対応がなされることはなかった。

この危険な事故後も、わが子は登校を続けようと努力していたが、日々続くいじめに精神的ダメージが蓄積し、やがて不登校に至り、急激に精神状態が悪化して通院治療(児童精神科)が必要な状態となった。

なお、この危険な事故で使用されたナイフ型段ボールカッターは、本来工作室の棚に施錠して保管すべきものであったが、担任は2年生教室のストーブの上に、数日にわたって放置していた。この事実は、恐怖のあまり事故の詳細を話せずにいたわが子が、事故の10ヶ月後によく保護者に語ったために判明した。

なお、事故についてはクラスにいた児童全員が、「担任のいない休み時間に、ナイフ型段ボールカッターで戦いごっこをしたり、鎌のように振り下ろしたり、切腹のポーズなどをしてふざけて遊んだ」という内容の証言をしている。

■ 学校・教職員の対応

危険な事故の当日、私は担任に事故の発生を連絡した。それによって担任は、事故の翌登校日にクラス児童を集めてナイフの指導を行った。

しかし、令和5年5月に行われた校内ケース会議において、担任は、危険な事故については、発生から半年後に初めて知ったと報告しており、それに対して就学相談員から「危険な事故があった後に保護者から連絡があったはず。危険という認識があったからナイフの指導を行ったのではないか。(令和4年)10月に初めて知ったというのは違うのではないか」と確認されるが、教頭が「担任の記憶は定かでなく、刃物についての指導は事後ではなく事前だった」と答えている。

一方で令和5年2月12日に、校内で行われた聞き取りからは、危険な事故が発生した1学期の時点で、担任が「クラス児童がカッターでふざけて指導をした」と話していた、という学校職員からの証言があり、事実が大きく食い違っている。

また、担任は令和4年10月と12月にも、クラス児童らに「危険なことをしないように指導を行った」と記録にあるが、自らのナイフ型段ボールカッターの管理ミスについては一切触れていない。また、その報告(危険な事故が発生していたため指導を行ったという)を受けた学校も、事故から半年以上経過した加害児童の聞き取りだけに基づいて「故意・悪意がない」と判断している。当時わが子は数カ月にもわたり不登校であったため、「不登校重大事態」として調査すべき段階にありながら、学校は、我が子への聞き取りを行うことも、保護者へ説明をすることも、一切なかった。

令和5年3月、保護者は就学相談員とともに学校と面談をしている。その際、学校は保護者に対し、被害児童の訴え(不登校の理由、今どんな気持ちでいるか等)を、クラス児童及びクラス児童保護者らに共有することを約束したが、これを果たすことはなかった。その結果、加害児童保護者は、この危険な事故の内容や、加害児童がそれに関わっていたことについて、令和5年9月に、警察から初めて聞かされることとなった。

これに先立って、学校は令和5年2月、クラス児童保護者らの家庭に個別訪問するなどし、いじめ及び危険な事故の、中立公平な説明をしないまま「もめるので被害児童家族には関わらないように」と言っていた。そのため令和5年5月に保護者自身から説明をされるまで、クラス児童保護者らは、危険な事故や、なぜ被害児童が学校に来ていないかさえ知らなかった。

これらのことは、学校が、この危険な事故を表面化しないように、分断策を講じたかのような対応である。

令和5年4月、わが子が不登校のまま3年生に進級した際、同じ担任が受け持ちになった。担任は保護者との個別の面談で、「今後この件については一切お答えできません」とし、それは被害児童に対しても同じ対応だという、一方的な説明を繰り返した。保護者は「クラス内で説明も謝罪も解決もみられない中で、被害児童は安心して学ぶことができない」と訴えたが、聞き入れられることはなかった。そのことについて後日、保護者は校長と面談をしたが、校長は「いじめ専門委員会に全て任せている」と発言し、保護者の「少なくとも担任の交代が必要だ」という要望に、期限を過ぎても返答をしなかった。

■ 教育委員会の問題点

令和5年4月、上記学校の対応について、保護者は教育委員会に対し、「担任を替えるべき状況であり、上部機関として学校に、被害児童に寄り添った対応をするよう指導してほしい」と要望を伝えるも、その後も対応が変わることはなかった。

また調査期間中に、教育委員会は「富士川町全教職員を対象としたいじめ研修を行った」とし、積極的に再発予防対策を講じていることを強調した。このことは、この事案が「学校で起きた危険な事故」ではなく、あくまで「いじめ事案」として矮小化するかのような対策である。

また、教育委員会課長は、調査報告書の説明会で「私も調査報告書をまとめるお手伝いをさせていただいた」と発言している。また、和6年12月～令和7年3月、保護者からいじめ調査委員会宛の「質問状」に、まるで調査委員会であるかのように返答をしていることがあり、質問状を調査委員会が見ているのかも、疑われる状態である。このことは、この専門委員会の「厳正公平中立の立場・方針」に、深刻な疑念が生じざるを得ない。

■ いじめ専門委員会の調査内容について

- ・学校側の報告に、事実ではない記録が多数存在したため、保護者は専門委員会に対して、情報開示による記録を提出した上で、事実調査を要望した。それにも関わらず、報告書にはそれらを検討した経緯が見られない。また、保護者がそのことについて繰り返し質問状を出し尋ねているが、専門委員会が具体的に答えることはなかった。

- ・学校内で起きた危険な事故は、学校の安全管理上の責任が問われるような事態である。しかし報告書では、子どもがふざけただけのいじめ問題に矮小化している。

- ・学校内で起きた危険な事故について、専門委員会は、わが子の事故発生当初からの訴えと、学校関係者や加害児童保護者の、相当時間が経過した後での見解とを、同列に扱っている。そのうえ、加害児童らの「ふざけただけ」の行為だとして、学校・加害児童側に偏った判断をしており、事実関係に基づいた分析や考察がされていない。

- ・保護者は就学相談員とともに、学校に対して継続的に対応を訴えていた。しかし学校側は、保護者とコミュニケーションが取れなかったと事実でない報告をしている。専門委員会は十分な検証をしないまま、「保護者と学校との関係性の希薄さから重大事態に発展したもので、学校はいじめ行為を認知できなかった」と学校側に偏った内容でまとめている。

- ・事案発生後、学校がいじめ重大事態を認知するのに半年間を要し、さらに、学校から教育委員会への報告は事案発生から10ヶ月後であった。こうした対応の遅れがわが子の苦痛を長引かせ、深刻化させたとも言えるが、再発防止策では、これに対する提言がなされていない。

- ・報告書では、刃物を伴う危険な事故について、学校の管理責任に触れた提言がいっさいなく、この危険な事故が再発しかねない。

以上、専門委員会の公正性・中立性は保たれておらず、かつ調査は不十分であり、その再発防止策は実効性に欠けるものである。これでは同じような危険な事故が起きてもおかしくない。

■ 結び

今回の調査は、そのほとんどが、学校側(学校及び教育委員会)の主張する事実に偏った判断であり、事実認定が不十分なことは明らかです。

申し立てた私たちとしては、当然、受け入れがたい結果です。

私たち家族は、学校の不誠実な対応が長期間にわたったため、たくさんの相談窓口で助けを求めたのち、警察と、法務局人権擁護センターにたどりつきました。しかし、どちらの組織も調査が始まったものの、教育委員会が「調査・指導する」と言い出した途端に、対応が停止になり、今に至ります。

いったい、教育委員会や専門委員会が公正・中立でないとき、わが子はどこに助けを求めたらよいのでしょうか。

最後に

あの日から今日まで、幼いながらも試練に耐え、乗り越えてきてくれたわが子を誇りに思います。

2. 調査報告書の不備・誤認に対する指摘事項

専門委員会による調査報告書の、不備・誤認の詳細を以下に記します。

1.「ずるい」と言われた件について、本来、被害児童と保護者は、学校側に、令和4年4月から繰り返し相談をしていましたが、報告書では、その事実についての記載がなく、令和4年「9月22日 被害児童保護者からの訴えにより、学校が認知する」という、学校側の証言に記載が偏っており、この学校の証言は、事実と異なります。

その点については、『 小の事実ではない報告について』(平成6年6月19日 専門委員会に提出したもの)でも指摘しています。

2.「ずるい」と言われた件について、本来、令和4年9月30日の三者面談で、担任は、被害児童本人からの“いじめの対応をしてほしい”という訴えを、「相手の価値観だから(注意はできない)」と一蹴していますが、報告書にはその事実が記載されていません。一方で、報告書では、学校側の「担任から被害児童保護者に、加害児童に対し事実確認及び指導したことを伝える」という虚偽の報告を記載しており、事実と大きく異なります。

私はこの担任の発言を、許容できるものではないとして、学校に同行した就学相談員にすぐに相談をしており、そのことについて、専門委員会から就学相談員へ、事実確認が行われていません。

その点については、『 小の事実ではない報告について』でも指摘しています。

3.「ずるい」と言われた件について、本来、被害児童はいじめ発生当初から、相手によって「ふざけてずるいと言っている」あるいは「執拗ないじめとしてずるいと言っている」かを、明確に分けて訴えています。そのため児童Cから「ずるい」と言われたことについては、被害児童はいじめと受け止めておりませんが、報告書では、「11月16日加害児童Cが(中略)」と書かれており、事実とは異なります。

その点については、『 小の事実ではない報告について』でも指摘しています。

4.首を絞められた件について、本来、令和5年2月8日、警察から事実確認をされた学校は、首絞め(他2件、サボリと言ったこと・段ボールカッターを被害児童の目に振り下ろしたこと)について、「学校でいじめとして把握している」「被害児童の保護者が訴えるように、被害児童の申し出を受け流してしまった」「謝罪をしなければいけないと考えている」と認めています。また、令和4年9月、就学相談員が学校側と面談をし、対応をすべきだと働きかけたとする校内記録があります。

しかし報告書では、それらについての記載はなく、代わりに「保護者が管轄の警察署に相談に行った際に‘被害児童が加害児童Aに首を絞められたことがある’と訴えがあった。学校は、この時に初めて認知する。」と、学校側の事実と異なる報告に偏って記載しており、それについて調査・検証がされていません。

その点については、『**小の事実ではない報告について**』でも指摘しており、同時に情報開示による『**警察署の記録簿**』(写真データ)も提出しております。

5.首を絞められた件について、本来、被害児童は令和4年4月から、加害児童Aにより何度も首を絞められ、呼吸ができなかったと恐怖を訴えています。また、「加害児童Aは、先生や他の児童の見ていないところでいじめる」「加害児童Aは、被害児童が嫌がると、余計面白がっていじめがエスカレートする」「加害児童Aは、担任の足音で、慌てていじめをやめる」といった内容を、首を絞められるたびに、担任に訴えたものであるが、担任は一貫して「私は見ていないので、注意できません」と答え、加害児童Aに話を聞くことさえしませんでした。しかし報告書では、このような被害児童の具体的な訴えや、被害児童と担任とのやり取りについて、一切の記載がありません。

一方で、加害児童Aの聞き取りは、首絞め発生から半年後で、相当時間が経過してからなされたものであるにも関わらず、報告書では、**学校側と加害児童保護者の**、「いじめの故意、具体的な首を絞めた行為などない」「児童同士のふざけあいなどから生じた、偶発的な行為」といった、根拠のない認識が、「調査結果に基づいて専門委員会が認定した事実」に記載されています。

6.ナイフ型段ボールカッターを顔前に突きつけられた件について、本来、被害児童が訴えた被害内容は「担任がいない休み時間の教室で、加害児童Aが、ニヤニヤしながら1m位の距離まで近づいて、被害児童の顔に向けて段ボールカッターを何度か振りかざし、今度は50cmくらいの距離まで近づいて、段ボールカッターの柄の一番端を指でつまみ、被害児童の顔に、上から投げつけるように振り下ろし、最終的には被害児童を壁まで追い詰め、オラ！オラ！と言いながら、被害児童の目のギリギリまで、何度も勢いをつけながら寸止めを行った」という具体的なものですが、報告書では、「被害児童が教室で、加害児童Aからナイフ型段ボールカッターを被害児童の顔前に10～15回程度、突きつけられるという事案」と、要約して記載しており、これは、被害児童の味わった極度の恐怖と、その後に生じた心の傷の深刻さが伝わるものとは言えず、事実とは異なります。

また、本来、校内で行ったクラス児童3名に対する聞き取り調査では、ナイフを手にとってふざけていた児童間の距離について、2名が「1mくらい」「1mより近かった」と証言しており、お互いが手の届く至近距離であったことがわかるものですが、報告書では、その2名の証言がなく、残り1名の「2mくらい」という証言だけを選んで記載しており、事実を矮小化するかのごとき報告内容です。

また、本来、このとき使用されたナイフ型段ボールカッターについて、被害児童は事故発生前から、「段ボールがスーッと切れる」危険なものだと認識しており、そのためより一層、加害児童の危険な行為に、命の危険を感じたと強く訴えたものですが、報告書ではそのことについて一切触れておらず、また、報告書ではこの**ナイフ型段ボールカッターの危険性**についての検証がされておられません。そのため、被害児童の感じた極度の恐怖について真剣に受け止めておらず、まるで被害児童の命に係わる事故であったという認識が、欠落しているかのような報告内容です。

この点については、令和5年2月22日と24日、3月8日に校内で行われたクラス児童らの聞き取り調査記録と、『**小の事実でない報告について**』に書かれています。

補足説明:実際に保護者が、このナイフ型段ボールカッターと同様の製品(学童用に市販されているもの)で実験をしたところ、3本の指(親指・人差し指・中指)でつまみ、振り下ろしただけの軽い力で、アルミ缶に突き刺さった。

7.ナイフ型段ボールカッターを顔前に突きつけられた件について、本来、クラスにいた児童全員が、担任のいない休み時間に、ナイフ型段ボールカッターを手に持ち、戦いごっこをしたり、鎌のように振り下ろしたり、切腹のポーズなどをして「ふざけて遊んだ」と一致した証言をしており、これはナイフの事故当日に、被害児童が訴えていた内容とも一致する部分です。

しかしながら、報告書では、そのことについて一切触れておらず、代わりに、「戦うような真似事をしたり(中略)遊んでいた」等、児童らの証言をまとめることにより、**証言の一致の重要性**を軽視しており、まるで命に係わりかねない危険な事故であったことを胡麻化すかのような内容です。

この点については、令和5年2月22日と24日、3月8日に校内で行われたクラス児童らの聞き取り調査記録と、『**小の事実でない報告について**』に書かれています。

8.ナイフ型段ボールカッターを顔前に突きつけられた件について、本来、令和4年4月22日のナイフの事故当日に被害児童側からの訴えがあり、それを受けて4月25日に、担任がクラス児童を工作室に集めてナイフの指導を行ったものです。しかし担任は危険な事故と直後のナイフの指導について、発生から半年後まで「知らなかった」「よく覚えていない」と否認していますが、校内で行われた調査による複数人の証言から、担任の報告が事実でなかったことが判明しています。しかし、報告書では、それらの事実に触れておらず、検証も分析もされていません。

その点については、『**小の事実でない報告について**』でも指摘しています。

9.ナイフ型段ボールカッターを顔前に突きつけられた件について、本来、加害児童は時間の経過とともにいじめ行為を隠してしまいがちなこと、また、すでに警察が介入していることから、なおさら加害児童に非を責められたくないといった気持ちが働くこと、そもそも低学年のため、時間とともに記憶が曖昧になりやすいことなどを鑑みると、加害児童側に、事実と異なる証言が出ることは自然です。

にもかかわらず報告書では、「日常の休み時間における児童同士のふざけあい等から生じた、偶発的な行為はありうるものと推測され、被害児童の訴えを否定できる根拠は認められない」と結ばれており、学校と加害児童側に偏った見解となっています。

また、本来、令和5年2月、被害児童は事故で使用された「ナイフ型段ボールカッター」について詳細に証言しており、保護者はその絵を専門委員会に提出しています。その実物大で描かれた絵は、のちに専門委員会が撮影した実物の写真と酷似しており、材質（木製の柄、刃は金属、刃より柄の方がちょっと太い）も、長さ（絵は約18cm、実物は約17cm）も、ほぼ証言通りでした。このことは、被害児童の危険な事故における訴えが、信ぴょう性の高いものであることの裏付けです。

この点については、令和5年2月22日と24日、3月8日に校内で行われたクラス児童らの聞き取り調査記録と、『**小の事実でない報告について**』に書かれています。

10. 本来、ナイフ型段ボールカッターを振り回すことは、非常に危険を伴う行為であり、事実として、被害児童が極度の恐怖を感じ、精神状態が悪化し、不登校となっています。そのため、加害児童Aの意図に関わらず、責任は生じるもので、「被害児童本人が恐怖を感じた」ことを焦点として調査すべきものですが、報告書では、**加害児童A保護者の「ふざけた行為であった」という認識と、被害児童の感じた「恐怖」を同列に挙げ、加害児童側の責任を曖昧にしています。**

また、この件について、本来、被害児童側は令和4年4月22日の事故当日に、被害にあったことを訴えており、一方で加害児童A保護者は、事故発生から1年5か月後の令和5年9月5日に、警察からの説明で初めてナイフの事件を知らされたものです。報告書では、事故発生から相当時間が経過し、かつ当事者でもない、**加害児童A保護者の見解を持ち出しています。**

これらのことについて、専門委員会では踏み込んだ調査をしておらず、調査の中立性・公平性に、著しい疑念を生じさせるものであり、同様の事故が再発しかねない不十分な報告内容となっています。

これらの点については、『**小の事実ではない報告について**』で指摘しています。

11. ナイフ型段ボールカッターを顔前に突きつけられた件について、本来、聞き取り調査は第三者が行うべきものですが、事実は、この危険な事故のきっかけを作った担任が、令和4年10月と12月に、クラス児童に聞き取りと、指導を行っています。にもかかわらず、報告書では、**担任がクラス児童への聞き取りと指導を行うことによる問題点に言及しておらず、さらに、学校が担任の言動を許していることの問題点についても、言及しておらず、検証もされていません。**

この点については、『**小の事実ではない報告について**』で指摘しています。

12. ナイフ型段ボールカッターを眼前に突きつけられた件について、本来、小学2年生のクラス児童しかいない教室にナイフ型段ボールカッターを放置することは、命に係わりかねない危険な事故が起きてもおかしくない状況であるが、報告書では、「しかしこの時は、2時限に渡る授業であつ

たことから教員の目が離れる休み時間も教室に置いたままにしている」としつつも踏み込んだ検証がされておらず、「学校への提言」においては、担任及び学校の安全管理についてまったく言及していません。

このことは7.～12.と併せて、学校・教育委員会のみならず、調査委員会もが、この学校内で起きた、命に係わりかねない危険な事故を、表面化しないようにしているのではないかと、誤解されかねない報告内容となっております。

これらの多くは、『■■■■小の事実ではない報告について』でも指摘しています。

13.本来、被害児童側は令和4年4月のいじめ発生当初から、すばやく継続的に担任に相談をしており、また、令和4年4月22日にナイフの事件が起きてからは、被害児童が急激に情緒不安定となり、事件の詳細が本人から聞けない状態となりました。

そのため保護者は就学相談員とともに、学校側に幾度も対応(当事者間で情報を共有すること等)を働きかけたものの、学校側は被害児童側に一切のいじめ対応をせず、不誠実な対応を続け、令和5年3月には、保護者と就学相談員が「被害児童の状況をクラス保護者に共有すること」を直接訴え、その約束を取り付けたにも関わらず、行いませんでした。

加えて、学校は令和4年11月～「保護者との連絡・家庭訪問を遮断している」と記録しており、担任においては、令和4年12月、提言のため学校を訪問した就学相談員との面談で、「僕がすべて悪い。まずは僕が謝らないといけない」と発言し、就学相談員からのアドバイスを受けて、すぐに謝ると言っていたが、令和5年1月、就学相談員の確認に「まだ電話ができていない」としていません。

しかし報告書では、「保護者とのコミュニケーションが図られていればこのような状況にはならなかった。」「本件事案に係るいじめ行為は、保護者と学校との関係性の希薄さから重大事態に発展した事案であると言える。その希薄さから、学校としても早期に認知することが困難となってしまう」とし、保護者側のコミュニケーションの問題かのように責任転嫁して結論付けられていますが、これは事実と大きく異なります。また、このことについて、就学相談員の証言をまったく検証していません。

この点については、『■■■■小の事実でない報告について』と、令和5年2月28日ケース会議記録に書かれています。

14.本来、保護者は、いじめと危険な事故において、もとより学校側の証言及び報告は事実と異なることが大変多いと訴え、令和5年6月、そのことについて調査をするように要望書を提出し、令和6年6月、保護者から専門員会に、情報開示による記録を基に、『■■■■小の事実でない報告について』を提出しています。また、令和5年2月28日に教育委員会で行われた、被害児童のケース会議記録でも「保護者と就学相談員の合意点が高く、■■■■小からの報告にはズレがあることが確認された」とあります。

学校側は、いじめと認識した日や、不登校だと認識した日、教育委員会にいじめ事案として報告した日やその内容などを、関係各所に異なる説明をしており、また、学校側はそれらを指摘されるたびに証言を二転三転させて一貫性がなく、虚偽の報告が散見されています。しかし報告書では、そのことについて検証がされていません。

その点については、令和5年6月1日に保護者が富士川町に提出した「いじめの第三者委員会設置について」の要望書、『 小の事実でない報告について』、令和5年2月28日に教育委員会で行われた被害児童のケース会議記録に書かれています。

15. 本来、令和5年4月13日、担任が、3年生に進級した被害児童の保護者に対して面談で、「今年も担任になりました」「今後いじめに関わる事実については一切話せません」と話し、被害児童保護者は、いじめ問題の説明も解決もない中で「何も話さない」というのは、被害児童にとって過酷な状況であり、安心して教育を受ける権利が侵害されるとし、その場で「少なくとも担任を替えるよう」訴え、4月14日には、町教育委員会課長との面談で同様の訴えをするが、「人事権は校長」と退けられ、4月17日、校長との面談で同様の訴えをし、期限をつけて回答を求めたものの返答がなく、なんの解決もみられないまま、危険な事故発生から1年半が経過しました。そのため、保護者は被害児童の心のケアを優先させ、令和5年10月に、県外に転出せざるを得ない状況になりました。

そのため、「義務教育にもかかわらず、子どもが安心して学ぶ権利が侵害され続けていることについて」、学校及び町教育委員会の対応の在り方についても、被害児童側は一貫して調査を強く要望していますが、報告書では、そのことに具体的に触れている記述が一切ありません。

この点については、令和5年6月1日の「いじめの第三者委員会設置について」の要望書と、『 小の事実でない報告について』に書かれています。

以上

3.【参考資料】 学校の事実ではない報告について

平成6年6月19日 専門委員会に提出

※個人情報保護のため、文中の名称を変更しています

先日、個人情報開示請求をしたところ、学校の報告に、事実ではない(矛盾がある、あるいは虚偽の)報告が多いため、ここに報告いたします。尚、就学相談員の報告と、D教諭が日々記録したと思われる報告の内容は、事実に忠実だと思いますが、D教諭の名が含まれていても、記録者が違う場合は、事実ではないことが多いです。

中間報告がまとまるこのような時期の報告となり、大変申し訳なく思いますが、どうぞご一読いただき、審査をお願いいたします。

1.担任が「10月27日までナイフの事故を知らなかった」、「記憶がはっきりしない」と後から言い換えた証言は、嘘です。

以下、矛盾点について指摘、説明をしていきます。

・担任は、ナイフの事故を初めて知った日を、令和4年10月27日頃だったとしています。事実ではありません。保護者が担任に初めて訴えたのは、事故当日の令和4年4月22日です。また、担任は、保護者からナイフの事故の訴えを受け、その数日後に行ったクラス児童への指導については、行っていないと言っていますが、事実ではありません。事故後、ナイフの指導は、4月25日にありました。担任は、自分が保管し忘れたナイフが原因で、児童間でナイフの事故が起きてしまったため、保護者から4月25日に、事実確認を加害児童らにするよう依頼があったにもかかわらず、事実確認をしないことで、故意に事故をもみ消そうとしました。クラス児童はナイフの事故について「自分たちがナイフで遊んでしまったせいで、なにか大変なことになっている」という認識はあっても、「そもそも、すべての責任は、ナイフを放置していた担任にある」という認識は、なかったはずです。なぜなら当時、クラス児童は7才～8才と幼かったためです。担任は、クラス児童からは事故が発覚しないであろうことや、その後、誰からもナイフの保管ミスについて指摘されなかったことをいいことに、ナイフの事故の自然消滅を図るために、必要な報告や事実確認などをしないまま、結果的に被害児童を放置することになったのではないかと推察します。学校の管理職が、本当のところ、いつ「ナイフの事故」と「ナイフの管理ミス」を認識したかは、わかりません。しかし、担任と学校の管理職は、令和5年2月以降、学校側に都合の良い筋書きに書き換えた報告書を作成しており、警察や法務局、教育委員会のそれぞれから矛盾点を指摘されるたびに、証言が二転三転し、辻褄合わせの訂正を重ねていて、報告が一貫していないため、担任だけの不正ではなく、途中からは学校が加担して不正をはたらいていたものと推察します。それは、保護者が情報開示請求をしなければ、誰も知ることもない事実だったかもしれず、憤りを感じています。

・被害児童が覚えているのは、一日のうちで2回、段ボールカッターを使った授業があり、その間の長い休み時間に、教室内で、ナイフの事故が起きたということです。

学校の記録によると、令和4年4月22日です。

4月22日(金)ナイフの事故発生当日に、保護者は確かに、担任に、被害児童がナイフで脅されたということを訴えています。被害児童はこの日、これまで見たこともないくらい動揺し号泣していたため、落ち着くまでに大変時間がかかりましたが、被害児童は「ナイフで脅された」と訴えました。怯える被害児童に配慮して、自宅を出て、駐車場から担任に電話をしたときには、周囲が薄暗くなり始めていました。被害児童の下校時間が16時 30分前後で、その日の甲府市の「日の入り」は18時27分であり、自宅の西側に山があるため暗くなるのが少し早いとして、おそらく18時ころに学校に電話をしました。学校に、保護者から電話を受けたという記録はないのでしょうか。

4月22日、担任は、保護者から、被害児童がナイフで脅されたという訴えに、絶句し、保護者からの説明を聞いた後で、ひとこと「・・・わかりました」とだけ言いました。そのとき担任から保護者への事実確認は一切なく、そのため保護者は、「担任は心当たりがあるようだ」との印象を受けました。

・担任は、保護者からの訴えを受けて、翌登校日である4月25日(月)に、クラス児童を集めてナイフについて指導しています。その際、のこぎり型ではなく、被害児童が脅されたという、ナイフ型の段ボールカッターを用いて指導しています。

・4月25日の夕方、保護者は、担任がナイフの事故について、どう対応したかを聞こうと話しかけた際に、担任の指にまかれた絆創膏に血が目立って付着していたため、その理由を尋ねたところ、担任は「ナイフの指導中に試し切りをしたら、切ってしまった」と答えました。帰宅した被害児童も同じことを話していました。

・担任は、後から「ナイフの指導は、ナイフの授業を何時間か行うために、最初の授業で行った」と言い換えています。しかしそうであれば、「ナイフを使う教室で、授業の最初に」指導するのが自然ですが、わざわざ「休み時間」の「工作室」に、クラス児童全員を呼び出して指導を行い、そのあとで解散して、クラス児童が校庭で遊んでいた事実は不自然であり、矛盾しています。

・担任は、そのナイフの指導の始めに、「このナイフで誰かが脅されたっていうんだけど、やめましょうね」と発言し、「これって意外と切れる？」とクラス児童全員に聞き、みんなが「うん」と答えたところ、担任はナイフを自分の手に当て、「わ、ほんとに切れる！」と言って、指から出血がありました。そして「これはしまっておこう」と言って、指導が終わったと、被害児童が証言しています。

・4月25日、そのナイフの指導の日にも、被害児童は号泣しながら帰宅し、落ち着くまでに、事故当日と同様に時間がかかり、また、事故当日と同様の時間に、保護者は担任に電話をしています。電話では、「担任が加害児童にきっぱり指導をしなかったことで、さらに被害児童が傷ついた」ことと、「担任の血を見て、さらに恐怖が増してしまい、担任の指導は逆効果になってしまったようだ」と、はっきり訴えました。

・担任は「自分が直接見ていないので、指導はできない」と答えたため、保護者は「担任が見ていないからと言って、加害児童らに話すら聞かないのはおかしい。」と訴えました。

・翌日の令和4年4月26日(火)に、家庭訪問がありましたが、担任は玄関に入ると突然、奥さんの話を始めたので面食らった覚えがあります。それから事前に準備してきたという、3つの質問をし、あっという間に15分が経ち、保護者は、前日のナイフの指導について話せませんでしたから、日を改めてまた連絡しますと伝えました。担任の奥さんの話は主に、「生まれつき膝(膝蓋骨?)が悪くて、入院して手術をした」「子どもがまだ小さくて、小学校低学年の頃だった」「その時は義理の親が、子どもの世話をしてくれたから、困ることはなかった」といった内容でした。

・その面談後、GWに入り、休み明けには、被害児童はこれまで以上に登校不安が強くなり、欠席するようになりました。

・5月以降も、日を改めて何度も、被害児童をいじめているクラス児童への対応について、担任には相談(電話か、送迎時に校庭で直接)してきましたが、以前兄弟児を担当した時とは打って変わったように冷たい(無視されるような)対応が続き、保護者としては信頼していた先生だっただけに、「こちらが何か失礼なことでもしてしまったのだろうか」と、心配になって就学相談員に相談しています。そのことは就学相談員がご存じです。保護者はこの頃、担任の態度が急に変わってしまったことに悩んでいました。

・2年生の教室内で、なぜ加害児童がナイフを持っていたのかということについて、令和5年2月に、被害児童が「担任が、工作室から、ふたのない箱に入れたナイフを持ってきた。」「教室のストーブの上に3日くらい出しっぱなしだった」と話してくれました。被害児童は、ナイフの事件を思い出すと恐怖が蘇り、精神状態が悪化してしまうため、事故発生から10か月近く、そのことを話せずにいました。

・また、被害児童は、「自分が本当のことを話してしまうと、担任は、みんなから叱られてしまうに違いない」と心配する気持ちと、「担任が正直に話して、やっちゃったことをみんなに謝ってくれたらいいのに。」という気持ちに挟まれて、苦しかったそうです。ずっと待っていたのは、担任のクラス・スローガンが、「まちがってもいいよ」だったからだそうです。

・保護者は被害児童から、担任のナイフの保管ミスの話を聞いたことで、これまでの違和感の原因はこれだったのかと、ばらばらだったパズルのピースが、ぴたりとはまった気持ちでした。保護者は就学相談員とともに、数年来、誠実だと思っていた担任が、おかしい言動を繰り返していることに、どうしてだろうと戸惑い、翻弄されていました。

・保護者はまた、4月からの担任の対応が、これまでと全く異なることについて不思議に思い、就学相談員以外にも相談をしたことがあります。令和4年11月10日、保護者がD教諭とE教諭と、5年生教室で話をした際に、E教諭に「担任のことですが、最近ご家族やご本人に、大変なことがありましたか？最近、なんだか鬱っぽくはありませんか？」と聞きました。それに対してE教諭は「全然？普通に元気ですよ？」と即答し、てっきり精神的な不調ではないかと思っていた保護者は驚き、それなら担任が故意にいじめを隠蔽しているとか考えられないではないかという気持ちがよぎりました。しかし、就学相談員もかなり働きかけてくださっているのに、いずれにせよ担任が学校に隠すことは無理だろう、と思いました。

・学校の保有する「公務支援のきづき」によると、担任は被害児童について、令和4年4月の1ヶ月間に、11回もの記録をつけています。

しかし、その後は頻度が下がり、ナイフの事故から約3週間後の5月15日に、「先週1週間欠席。体調が悪いわけではない。」とあり、翌16日には短時間だけ登校した被害児童について「落ち着きがない様子」と記録があります。

そして、その後は記録がぱたりと途絶えます。

5/16～12/6の長期間、担任の「公務支援のきづき」には記載がありません。(12/3、保護者はD教諭にいじめの詳細を訴えた)

・9/3に、保護者は担任に、「1日のうちに2回も、被害児童は加害児童に首を絞められました。夏休み明けからはいじめがひどくなっています。被害児童から担任に訴えても、聞き流されてしまったと言っています。被害児童が不安と恐怖で登校できなくなっています。学校は安全とは言えず、通わせられません。」と訴えています。

・その後も、幾度となく、保護者から担任、または被害児童から担任に、「からかい、首絞め、ナイフの事故」の相談をしていますが、その全てを、担任は記録していません。

また、被害児童のPTSD症状が悪化しているという相談、精神科の受信予約をしたという連絡、その後の受診や心理療法の状況、11月4日のクラス通信の内容に、被害児童がショックを受けて泣いていると訴えた時(居合わせたD教諭が驚いて見ていました)等の記録が、すべてありません。担任は、これらの事実を隠したかったため、記録をつけなかったことが疑われます。

・担任は、令和5年2月までの期間に、ナイフの事故の聞き取りを、自身が行ったとしていますが、その記録内容は、信用できません。事故に直接関与した担任の聞き取り調査など、あり得ないことです。

また、それを知りながらナイフの事故を漫然と放置してきた学校管理職の、危機感のなさも、あり得ないことです。

・担任は、ナイフの事故においては、証言が二転三転し、「よく覚えていない」とさえ言っており、このような重大な事故に対し、不自然であり、その証言は、信用できません。

・担任の「公務支援のきづき」の記録の空白期間中、D教諭の記録があります。11月28日、12月3日に、詳細に記録されています。

保護者は当時、被害児童のいじめについて、当然、D教諭にも共有されていると思っていたため、11月28日は、いじめについて直接触れていませんが、被害児童の精神状態が良くないことは相談しています。

(当時、就学相談員は学校に何度も提言をしてくれていたもので、いじめは学校職員間で共有されていると思うのが当然です。また、学校の記録にも、10月27日の時点で、担任がナイフの事件を管理職に報告していたという記録があります)

12月3日、保護者はD教諭に、被害児童のいじめについて説明した際に、D教諭がナイフの事故や首絞めについて知り、驚いているようすに、驚きました。ここまでくると、学校が組織ぐるみで隠蔽しているのではないかと感じ、心が凍りましたが、D教諭が「すぐに管理職に報告します」というので、咄嗟に、新卒2年目で正義感のあるD教諭の立場が危うくなっているはいけないと感じて、「状況によっては話さなくてもいいです。先生にお任せします」と言いました。

・担任がナイフの事件を認識した時期をめぐっては、令和5年5月30日のケース会議で、就学相談員が担任に、「事件があった後、保護者からきいたはずだが。担任は直後に、子ども達に カッターの使い方を指導している。危険という認識があったから、そういう行動に出たのではない か」と矛盾を指摘しています。それに対して教頭が、「担任は記憶が定かではない」と、答えています。

・令和5年2月17日、学校が全職員に対して行った聞き取りでは、ある教職員が、担任が1学期中に、「2年生がカッターでふざけて、指導した」と言っていたことを、証言しています。

その教員は、大変な プレッシャーの中で、勇気を出して真実を話してくれたものと思われ、貴重な証言であり、内部告発です。担任(と学校)は繰り返し、記憶が曖昧だと証言し、内容も二転三転していますから、逆に、ここまで複数人の証言が一致している状況では、「担任はナイフの事故を当日に知っており、指導もしていた」とするのが妥当です。

2, 学校は、保護者と連絡ができなかったとしていますが、事実ではありません。

・令和5年2月まで、担任は保護者に、少なくとも月に一度は、クラス通信などを配布しており、連絡ができている状態でした。配布は、保護者が学校に行ったときに、担任から直接手渡し、D教諭から保護者か兄弟児に、手渡しでした。尚、他の児童から受け取ったり、郵送されたことは、ありません。

・令和4年4月25日、保護者は担任に、ナイフの事故やその他いじめについて、担任ひとりで抱え込まずに、就学相談員やSCを入れて話し合いをするべきだと伝えており、当初から担任は、保護者が対応を望んでいることを知っていたはずですが、令和5年2月、保護者が警察に相談するまでの10ヶ月にわたり、担任からは一度も、説明・連絡・謝罪がありませんでした。

・令和4年秋以降、保護者は就学相談員に、ナイフの事故やいじめの対応について、頻繁に相談をしており、それを受けて就学相談員も、幾度となく学校に出向いて対応を話し合っていたため、担任や学校は、いつでも就学相談員に、保護者への対応についても、相談・連絡ができる状態でした。

・保護者は兄弟児の送迎で、毎日のように学校に行っていたため、そのタイミングか、もしくは兄弟児の担任のD教諭を通して、担任と学校は、保護者に連絡ができました。

・令和4年秋以降、就学相談員は保護者に「え？まだ担任から連絡がきてないの？あんなに話したのに？ おかしいわね、もう一回、話に行ってみるわね」と言うことが、繰り返しありました。担任は、就学相談員に何度促されても、保護者に連絡をしなかった事実があります。

・令和4年12月、就学相談員は担任に、「被害児童に気持ちを伝えるように」とアドバイスし、担任も「僕がすべて悪い。まずは僕が謝らないといけない」と言っていたが、その後も連絡せず、令和5年1月、担任は就学相談員からの確認に、「まだ電話ができていない」と答えました。

・令和5年1月の時点で、学校は、「11月から■■■■家との連絡・家庭訪問を遮断している」と記録しています。保護者とのやりとりが数カ月断絶していると認識していたにもかかわらず、学校は、教育委員会に、被害児童のいじめ報告をしていません。

・令和4年12月15日、被害児童の個別懇談がありましたが、保護者は拒否しました。担任がいじめ対応を逃げ続けている状況での、個別懇談だったからです。この個別懇談は15分しかなく、担任から連絡事項を話すことが多く、保護者から個人的な相談ができる場ではありません。そのため保護者は、就学相談員を通して「被害児童のいじめについて向き合うつもりがあれば、個別懇談ではなく、別日に、それなりの時間を確保すべきだ」と伝えましたが、その後、担任からの連絡は一切ありませんでした。

・そのころ被害児童は、自宅で毎日「死にたい」と繰り返し、自傷行為をしたり、家族に向かってハサミを振りおろすなどして暴れており、担任や学校はそれを知らされておきながら、対応する素振りもないので、保護者は、担任に怒りをぶつけてしまいそうな気持ちを抑えるので必死でした。なぜなら兄弟児が、学校に通っていたからです。そして、保護者と就学相談員、就学相談員と学校の間では、やりとりが続いていたため、学校は保護者に、連絡を取ることができました。

・令和5年1月27日、保護者は学校で、D教諭と面談をし、「被害児童はいじめによって不登校になっているが、このまま学校が放置し続けるのであれば、外部に通告します」と、その場で短く、念のため3回ほど伝えました。いつも保護者が訴えたことが、不透明に消えてしまったからです。D教諭がしっかり、保護者の言葉を記録しているのも確認しました。その後、10日間、学校からの連絡を待ちましたが、これまで通り無連絡だったため、2月6日に、警察に被害状況を相談しました。

・尚、令和4年1月27日、保護者とD教諭の面談時に、担任が配布物を持って来ましたが、挨拶のみで個人的に話しませんでした。担任と話すことは何の解決にもならない上、もはや学校管理職でさえ、その対応に問題を抱えていたからです。

・令和5年2月8日、保護者が兄弟児の送迎で学校駐車場にいたところ、担任が話しかけてきた時に、拒否したことは事実です。担任と学校に対して、強い不信感を抱いていたからです。また、その数日前に被害児童から、担任がナイフを教室に放置していたことを聞き、担任がずっと、その事実を隠していたことを知ったので、ここまで来ると、担任も学校もクロであろうと、得体のしれない恐怖を感じ、警察、法務局、教育委員会に助けを求めていくしかない判断しました。

・学校は、「保護者と連絡ができなかった」と事実ではない報告をしていますが、まず優先すべきは「いじめ防止対策推進法」にはっきり書かれている、被害者に寄り添った対応です。それを全くせず、責任転嫁をする学校の不誠実な姿勢は、いじめ重大事態として教育委員会に報告を行った後でさえ、変わっておらず、被害児童家族を2重3重に苦しめています。

3, 担任と学校は保護者に対して、被害児童に関する、あらゆるいじめの説明および謝罪を、令和5年2月(保護者が警察に相談する)まで、一度もしていません。

・担任は「不登校重大事案発生報告」で、令和4年9月30日、保護者と被害児童との三者面談時に、「ずるいと言われたことに対して当該児童3人に事実確認を行い、指導をしたことを伝えて謝罪。」と報告しています。しかし、それは保護者にとって寝耳に水の話であり、全くの嘘です。

その日被害児童は、担任に、被害児童自身が考えた、このようにいじめ対応をしてほしいといった希望をたくさん話していましたが、担任からは一言、「相手の価値観だから。(注意はできない)」と切り捨てました。保護者が、「ではそのまま放置するつもりなのか」と確認すると、担任は「このままで良いとは思っていない」と答え、そこで保護者が「一人で抱え込まずにSCに相談するように」勧めると、担任はうなだれて「そうしようと思います」と答えました。この日担任が発言した「相手の価値観だから」という荒唐無稽な発言に強い疑問を感じたので、保護者はただちに就学相談員に相談しています。そのことは、就学相談員がご存じです。

・令和4年10月7日、被害児童は久しぶりに登校したところ、加害児童から嫌なことを言われ、その場で担任に訴えたものの「加害児童はそんなこと言わないよ」と流されてしまいました。また、そのことについて被害児童が「担任は、いつも加害児童をかばってばかりで、僕の言うことは信じてくれない」とショックを受けているため、数日後に参加予定だった運動会には、参加できそうにないと担任に話したところ、担任は「〇〇(被害児童の名)さんの選択を、応援します」と言い放ちました。この日のことも、保護者は違和感を覚え、すぐに就学相談員に相談しています。しかし担任の報告によると、その日、「保護者にお詫びするとともに、〇〇さんにも謝りたいと伝えた」と記録がありますが、全くの嘘で、でたらめです。

また、担任の報告では、その翌日に、担任は被害児童に謝罪をし、保護者には電話で報告した際に「そうですか」と返事があったとありますが、それも全くの嘘です。被害児童も、保護者も、令和5年2月に警察に行くまで、担任からは、ただの一度も、いじめに関する説明と謝罪はされていません。こちらの訴えは全て、無視されていました。

・上記10月7日の担任の発言をうけて、今後もしじめは対応されそうになく、むしろ加害児童によるいじめが激化していたため、保護者は運動会後(10月13日頃)に、担任に「この状況では、被害児童は勉強どころではありません。不安によるストレスが強いので、被害児童を学校に通わせることを諦めます」ということと、そのころ被害児童は「学校に行くと、加害児童から首を絞められる。どうしよう。怖い。先生も助けてくれない」と泣きじゃくっていたため、そのことも担任に伝えました。担任は重い雰囲気、相槌以外は黙りこんでいました。

・担任は令和4年10月27日、「2週間欠席が続いたため、担任が保護者に連絡。」「ずるいという発言について当該児童に指導し、(中略)、今後も指導していく。」と保護者に伝えた、と校内の聞き取り調査にて答えていますが、まったくの嘘です。

また、担任はその日にナイフの事故のことを保護者から初めて聞かされ、クラス児童に聞き取りと指導を行ったとしています。が、「そのことを母親に伝えたか、はっきりしない」と、法務局からの聞き取りで、答えています。これについても、保護者は担任から、そのようなことを伝えられたことは全くありません。

・担任は、令和5年2月上旬、次々に行われた警察・法務局・教育委員会の聞き取り調査のたびに、ナイフの事故を知った時期・クラス児童への指導内容・被害児童保護者に伝えたかどうかが、終始あやふやで、証言が二転三転しています。校内で起きた危険なナイフの事故により、被害児童が不登校になっているという事態の深刻さから、それらの記憶があいまいになるとは常識的には考えられず、むしろ、担任が事実を隠そうと、あとから辻褃合わせをしているとしか考えられません。

・令和4年11月16日、児童Cが保護者に、被害児童が「ズルい」と発言したことに対して、学校の記録に、「保護者が迎えに来た時、車のところで担任より、いやな思いをさせたことを謝り、子どもたちの指導をしていること、指導しているが発達段階もあり、十分に理解できないことを説明する」とありますが、寝耳に水です。そのような事実はありません。保護者はその日、D教諭から「いやな思いをさせたこと」を謝られたため、「被害児童の気持ちに寄り添って下さって嬉しいです。簡単には対応できないことだと思いますが、これからも一緒に悩み、考えてください。」とお伝えしました。その日、保護者は担任と話をしていません。

(また、被害児童は、児童Cのこの発言は、悪意のないもので、被害児童に学校に来てほしくて、言っているのではないかと言っています。反対に、加害児童A・Bに対しては、「ぼくが嫌がるとわかってて余計言ってくるし、首絞めやナイフの時と一緒に、悪いことをしてるってわかってるから、先生がいないところでしか、やらない。」と訴えていました。この被害児童の発言については、令和4年4月にいじめが始った当初から、保護者から担任に伝え、いじめが陰でしか行われなことを指摘しましたが、それでも担任は一貫して「自分は見えていないから注意できない」との返事でした。)

・11月10日、D教諭の記録に、保護者が、教職員からの「お元気ですか」の声掛けも、負担に感じているとありますが、補足説明をします。

保護者は継続して、就学相談員とともに、いじめ対応について学校に訴えてきたので、当然、教職員間に、被害児童のいじめの事実は共有されていると信じていました。

10月からは、被害児童の精神状態がみるみる悪くなっている状況にも関わらず、教職員から笑顔で「お元気ですか？」と聞かれるため、そのたびに「元氣なわけがないでしょう」と、内心憤りを感じていました。

しかし兄弟児が登校していたため、その影響を考えると強く反論することもできず、いつも苦しい胸の内でした。

・令和4年12月頃、兄弟児の習い事で会った加害児童Bの保護者から、クラスでのトラブルについて、「担任は、クラスで話し合ってくれたみたいよ」とだけ言われましたが、被害児童の心の傷が相当深いことから、そのように良かったねという雰囲気と言われたのが辛く、また、加害児童Bの保護者の様子から「きっと担任はまた、軽いトラブルのような話にすり替えて、クラスで話し合った形にしたかったんだろうな」と思いました。本当にナイフの事故の解決を目指すのなら、担任と低学年の子どもたちだけで話し合うような問題ではないはずです。その場では加害児童Bの保護者に、教えてくださってありがとう、とだけ伝えて別れました。

担任から保護者には、クラス内で話し合ったという話は、その後も一切、ありませんでした。

・かねてから就学相談員とともに、いじめの事実を隠さず話し合うことを学校に求めていましたが、被害児童がなぜ休んでいるのかも知らされていない学校の児童たちから、被害児童のことを「ズルい」と言われることが続いていました。

そんな状況での、令和4年12月3日の学校文化祭当日、被害児童は、人が怖くて外出もままならない精神状態でしたが、学校文化祭で兄弟児の劇を見学したいと希望しました。そのため保護者からD教諭とE教諭に、「文化祭が始まってから、被害児童と一緒に、こっそり後ろの保護者席に座ります。話しかけなくてもいいので、そっとしておいてください」と伝えましたが、(今になって思えば、被害児童のその困難な状況を、職員が共有していなかったのではないかと思います)、その真意が伝わらず、言葉だけが伝言されたようです。突然、教頭が保護者に「全校生徒に、〇〇さん(被害児童の名)が来ても、話しかけないように指導しました。」と言って来たため、保護者は驚き、「そもそも被害児童のこの状況を、全児童が知らされていません。真実を伝えずに、被害児童に声をかけるな、という指導をしたら、子ども同士で変な誤解が生まれます。その場のぎの指導や、ハレモノ扱いは、被害児童にとっては逆効果になるので、やめてください」と教頭に言いましたが、教頭はよくわかっていないような顔でした。

学校はいつも頓珍漢ないじめ対応なので、その日も保護者は傷つき疲れ、教頭との対話をあきらめて、すぐに就学相談員に電話をし、教頭への説明と、その後の対応をお願いしました。

・令和5年正月、担任は、被害児童に年賀状を送ったと証言していますが、それも嘘です。

代わりに令和4年12月、校長が被害児童に、「グッジョブ！」といった軽いノリのクリスマスカードを送ってきたことは、あります。

また、2学期の通信簿の欠席事由を、いじめによる不登校であるにも関わらず「家庭の事情」とされていた。

この年末年始は、学校や担任が、いじめを認めて謝罪や説明をしてくるような気配は一切ありませんでした。

・この項で、保護者がお伝えしたいのは、担任は虚偽のシナリオによって、まるで「クラス内で事実確認と指導をし、それについて被害者側への説明と謝罪を行い、いじめ解決に向けて努力していた」としたかったようですが、そのどれもが、嘘です。

担任(と学校)の、これら虚偽の報告について知ったら、就学相談員も驚かれることと思います。

被害児童が受けた一連のいじめ被害・ナイフの事故について、担任が、被害児童や保護者から、事実確認をしたことは、ただの一度もありません。特にナイフの事故については、担任は、当日保護者から聞いただけで、質問すらせず、その後、被害児童がひどく傷ついていると保護者が何度訴えても、不登校になってすら、担任は事実確認をしませんでした。

もし今回、保護者が開示請求をしなければ、誰も担任や学校の虚偽の報告について、知るすべもなかったわけで、担任のその自己保身のための狡猾さは、どのような情けも無用です。被害児童は、担任が嘘をつき続けてきたことで、さらなる艱難辛苦を味わい心の傷を深めたものですが、担任からのこの仕打ちに、憤りしか感じません。

4, 学校が、「被害児童の欠席理由がいじめによるものだと認識した時期」が、同じ時期に行われた聞き取り調査や報告のたびに、矛盾しています。以下、学校が、責任逃れのために辻褃合わせに必死である様子がわかります。

学校は、警察の聞き取り調査で、いじめが原因で被害児童が不登校になったことについて、「最初のころは、違う原因だと認識していたので、(教育委員会に)いじめとは報告していなかった」としています。しかし、

○令和4年9月27日に、学校は、就学相談員から「首絞めがあった」ことを面談で知らされている。

○令和4年10月27日に、学校は、担任から「ナイフの事故」について報告を受けたと記録している。

○学校は、被害児童が9月から不登校となっているにもかかわらず、半年近く、教育委員会に不登校事案として、報告をしていなかった。

○学校は、首絞めとナイフの事故について、発生から10ヶ月以上、(発生を知ったとされる日からでも4カ月以上)、教育委員会に報告していなかった。

学校は警察の聞き取りに対して、「令和4年10月にカッターの事件について話があり、児童に指導を行ったが、解決に至っていないので、未解決で対応中のいじめとして、2学期末に教育委員会に報告した」としています。しかし、

○令和5年2月、教育委員会は、そのことについて、「2学期末のいじめアンケートの集計報告はあったが、統計上の数値のみで、被害児童の個別の事案については、※令和5年2月8日に、電話で初めて聞かされた。」と言っている。(※令和4年2月8日は、学校が初めて、警察から事実確認を受けた日。)

○令和4年12月、学校は、上記「未解決で対応中のいじめ」という認識が2学期中にありながら、通知表で、被害児童の欠席事由を「家庭の事情」と記していた。(2学期通知表の原本を提出します。)

それに対して令和5年2月、学校からの報告を受けた教育委員会は、学校に、被害児童の欠席事由が「家庭の事情」とされているのは事実と違う、と指摘しています。

○令和4年12月23日、校長は被害児童に、「運動会のソーランがとても上手でしたね。グッジョブ！」というクリスマスカードを届けている。

○令和4年12月、担任は就学相談員に、「僕がすべて悪い。まずは僕が謝らないといけない。」と、被害児童に謝るべき状況であることを認めている。

○令和5年2月、保護者から教育委員会に、いじめ及びナイフの事故について相談に行った際、教育委員会は、「学校から聞いた報告は大変ソフトな内容で、保護者・就学相談員の話と大きく異なっている」と驚いていた。

○令和5年2月12日、学校は加害児童Aの保護者に、「今までこの件について直接伝えていなかったことを謝罪」した。

○令和5年2月24日と3月8日、ナイフの事故発生から10ヶ月以上経過して、学校は、ナイフの事故について、2年生児童に聞き取り調査を行った。

【以下は、被害児童の証言と共通していた、クラス児童の証言】

「ナイフは教室に置きっぱなしだった」
 「1日置きっぱなしのこともあった」
 「先生がいるときには、やっていない」
 「先生のいないときにやった」
 「先生が使っていていいと言ったので、先生がいない時にもつかった」
 「のこぎり型よりも、ナイフ型の方を、使うことが多かった」
 「戦うように振り回した」
 「切腹！と言って、腹の前にもって切腹するようなポーズ」
 「杖のように握って胸の前にかまえる戦いのポーズ」
 「鎌のように振り下ろした」
 「1mくらい離れていた」
 「(戦いのようなポーズで)すこし近づいた」
 「戦うように振り回すポーズもした」

以上のクラス児童の証言から、担任が放置したナイフ型段ボールカッターにより、クラス児童の間で、ナイフを振り回す事故が起きていたことは、明らかです。

○令和5年2月17日、学校が全職員に対して行った聞き取りでは、ある職員が、1学期に担任が、「2年生がカッターでふざけて、指導した」と言っていたことを、証言している。

○令和5年2月27日、保護者からD教諭に、被害児童のいじめ対応について所感を聞いてみたところ、「被害児童のいじめを11月に初めて聞いたとき、ナイフとか首絞めとか、ほんとくんだ！？」と驚いた」「その後、学校の対応には違和感があったが、自分はいつも蚊帳の外で、いつも、何がどうなっているのか、わからずにいた。SCやSWを入れるべきだと思っていた。」と証言があった。保護者が相談していたD教諭でさえ、情報共有されておらず、少なくとも令和5年2月27日の校内ケース会議まで、学校職員間で、被害児童のいじめの情報が共有されていなかったことがわかる。(校長・教頭・担任・養護教諭を除く)

○令和5年3月8日、学校は「不登校重大事案発生報告」を提出した。(ナイフの事故発生から約11カ月後)

○学校は、被害児童が「以前から休みや遅刻が多かった」と報告していますが、事実誤認である。公務記録にも(2年生進級時から)、被害児童の不安感が強いとあります。なお、1年生の時には、いじめは全くなく、2年生になってから急にクラス内でいじめが始まった。そのことについて被害児童は、「担任が厳しく注意できないのを、みんなわかってやっている」と言っていた。

5, 担任が、令和4年10月28日に、ナイフの事件の聞き取りをクラス児童に行ったと記録がありますが、問題が認められます。

・聞き取り調査を、ナイフを放置した担任(ナイフの事件の原因を作った張本人)がしていますが、まったく中立性が保たれておらず、そのためクラス児童らが真実を話せるわけもなく、この聞き取り調査は全く信用できません。

・担任は、ナイフの事件について、関係各所の聞き取り調査のたびに、証言が二転三転し、「よく覚えていない」などと言うこともあり、常識的に考えて、そのような記憶があいまいな人の、令和4年10月28日の、ナイフの事故の聞き取りは、信用できません。

・平成16年に、長崎県佐世保市立大久保小学校で、小学6年生が、校内でカッターを用いて同級生を殺すという事件がありました。それ以降、全国の公立小中学校で、カッターを各自保管とせず、学校でまとめて管理、施錠することになったと聞いています。この事件のことは、すでに現場で教員をしていた担任もご存じだと思います。低学年児童しかいない教室に、鋭利なナイフ型カッターを放置することが危険だということは、教員でなくとも、大人であればわかることだと思います。

・補足説明ですが、担任の保護者からの印象は、「誠実だが、ひどくおっちょこちょい」でした。あまり他の教員では経験しないような、うっかりエピソードが、日常的にありました。

6, 学校は、虚偽のいじめ対応の説明を、保護者と就学相談員にしました。また、その後も加害児童やその保護者らに、いじめの深刻さを軽視するような報告をし、混乱させました。クラス児童の保護者と、全校児童の保護者は、「話が明らかに矛盾している」という混乱の中で、学校に子どもを登校させるしかなく、学校に説明を求めても納得できる回答がなかったため、葛藤を生じていました。

・令和5年2月12日、学校(教頭・担任)は、加害児童Aの保護者に、「今までこの件について直接伝えていなかったことを謝罪」した、としています。

・令和5年3月27日、学校(教頭、担任)は、保護者と就学相談員に対して、「令和5年2月に、教頭・養護教員で、加害児童Aに直接ナイフのことを聞きとり、その後、加害児童Aの保護者にも、ナイフの事故を含めたいじめの説明をした」「他のクラス児童の家庭にも訪問し、その保護者に説明をして回った」と説明を行いました。

・しかし令和5年5月、保護者は偶然会ったクラス児童の保護者2名から、「なぜ被害児童は学校に来ていないのか?」「何かあったのか?」「教頭と担任が、もめるので〇〇さん(保護者名)とは直接話をしないようにと、わざわざ自宅まで言いに来た。そんなことは個人の自由だと思うが、なぜ学校にそんなことを指図されるのか?」と聞かれました。そのことから、令和5年3月に、保護者と就学相談員が、学校から受けた説明と矛盾していることが判明し、クラス児童の保護者には情報が全く共有されておらず、いまだに学校は、被害児童のいじめ事案について、隠すような対応をとっていることを知りました。

・そのため、保護者から警察に、加害児童Aの保護者へ、被害児童が受けたいじめの相談内容について、説明をお願いしました。学校に都合の良いバイアスがかかった説明ではなく、真実を知ってほしかったのです。

・令和5年9月、警察から加害児童Aの保護者(夫婦)に、説明がありました。(※資料参照)
加害児童保護者は「学校からの説明と全然違う」「うちの子がそんなことを?」とびっくりし、説明を聞いていたとのこと。警察によると、学校は、加害児童Aがいじめを行っていたという事実も、いじめの内容(ナイフの事件含む)も、曖昧にしていたとのこと。

・幸い、加害児童Aの保護者は、加害児童を叱ってくれたとのことでした。それまで保護者は、学校から加害児童Aの保護者に、詳しい説明が行われたものだと思っていたため、加害児童Aの保護者は、加害児童Aのいじめ・ナイフを振り回した事実を知っても謝罪しないような、無責任な保護者だと思うようになっていたため、直接話すことがストレスだと感じていました。

しかし警察の話から、加害児童Aの保護者は、誠実そうな保護者だと感じたため、ホッとすると同時に、虚偽の説明をして被害児童家族を孤立させた学校に、憤りを感じました。

・令和5年4月、同じ担任が新3年生で引き続きクラスを担当し、「今後、被害児童のいじめに関しては、一切触れない」方針を一方的に貫いたため、クラス同級生もその保護者も「何がどうなっているのか、不安を感じているのに直接聞けない、答えてもらえない」状況が続きました。

・令和5年12月、加害児童らは、担任の指示で、県外に転校した被害児童にお別れの手紙を書いています。

その内容は「うちのクラスが一番楽しいよ」「元気でね」といった、いじめに触れず、謝罪もないといった、被害児童にとっては残酷な内容で、転居したことで一度は前向きになりかけていた被害児童の精神状態が、再び悪化しました。

そこで、担任と学校に(隠蔽されないように念のため教育委員会にも)、内容証明郵便で、担任および学校が、一方的に被害児童に関わらないようにと通達しました。

これに先立って、令和5年2月以降、保護者と主治医から学校に、「被害児童は治療中であり、担任の謝罪も拒否しており、今後はPTSD症状が悪化するので一方的なかわりをしないように」と断っても、担任は、何度も被害児童にいろんな手段で謝罪を押し付け、そのたびに被害児童を傷つけていました。(令和5年2月まで、何も行動しなかったにも関わらず。)

・また、「自分のせいで被害児童が学校に来れなくなったかもしれない」と保護者に口にしていた加害児童Aにとっては、学校で書かされた被害児童への手紙の内容には、戸惑う気持ちがあったのではないかと察します。

このように、大人の保身を優先し、被害児童を含めたクラス児童全員の心をないがしろにし続けた、担任と学校に、強い憤りを感じます。

・保護者のうち、複数人が「被害児童に起きたことは、うちの子供に起きたことかもしれない」「まだ私たちにできることがあるのではないか？」と奔走してくれました。被害児童のクラスは、いじめを他人ごとにしなさい、あたたかい保護者の集まりだと感じた一件です。

・ナイフの事件は、いずれにしろ被害児童の心に深い傷を残したことに違いありませんが、少なくとも、事件直後から、SCやSWを含めたチームでの関わりと、このようなクラス保護者が情報を共有ができていたら、被害児童の心の傷は、最小限にできたのではないかと残念に思っています。蓋を開けてみれば、問題があったのは、担任と学校だけだったように思います。

令和4年4月に、ナイフの事故を経験した4人のクラスメイトのうち、令和6年6月現在、残っているのは加害児童Aだけだと聞いています。それぞれが、心にしこりを抱えたまま、2度と同じクラスで学び合える日は来ませんでした。

保護者はその直接的な原因は、担任と学校の、対応にあると考えています。

7、その他 訂正箇所

・令和5年4月13日、担任が保護者に「担任になったご挨拶」をした日について、学校の記録内容は、保護者が担任に対して、恨みつらみを言っていたとしか書いておらず、学校に都合の良い内容でしかないので、訂正します。

その日は担任から謝罪があるとのことで、保護者は応じたのですが、引き続き担任になったことと、「いじめ」という言葉にも触れず、形式的な謝罪の言葉しかなかったため、「被害児童が安心できるように、具体的に何について反省し、謝罪されているのか、担任の言葉で説明してください」と何度も尋ねましたが、「この件に関しては、今後一切お答えできません！」と一方的に言われました。

それではなぜ、また担任になったのか、被害児童は3年生でも、救済されないではないかということを書いていううちに、これまでないがしろにされてきた被害児童の気持ちを思い、保護者が泣いてしまいました。担任の謝罪は、想像していた謝罪とはかけ離れたものでした。

同席した養護教員が、担任に「せめて〇〇さん(被害児童名)に寄り添った言葉をかけかけられませんか？」と何度も言いましたが、担任は、「ここは言い争いの場ではありません！！今日は担任になった ご挨拶です！！」と立ち上がって声を荒げました。

養護教員はこの担任の態度に、面談が終わると保護者の手を引いて、「校長先生にチクってやりましょう！」と、そのまま校長室に入ろうとしましたが、保護者は、これまでの学校とのやりとりから、きっと校長も同じ方針だろうと思っていたので、これ以上傷つくのが怖くて、断りました。

数日後、保護者から校長に直接確認したところ、「〇〇さん(被害児童名)のことは、第三者委員会に全部任せたと考えていました」と驚きの発言をし、それを保護者からただちに聞いた就学相談員は、この校長の発言に呆れていました。

尚、この日に養護教員が同席したのは、保護者から学校に依頼したものです。なぜなら担任と保護者の二人だけだと、いつも相談内容が不透明に消されてしまうからです。※この面談の録音があります。

以上、学校は、担任の、被害児童家族の苦しみを見殺しした冷酷な対応については報告せず、保護者が恨みつらみを言ったと記録していますが、それなりの理由があったことを、ここに訂正します。

・令和5年4月28日、新3年生の学年懇談会についてです。先だって3月27日に、保護者と就学相談員は学校(教頭・担任)に、「学校が2月にクラスの保護者全員にした説明は、被害児童がされたと言っているいじめの内容と、被害児童の気持ちが抜けており、公平ではない。被害児童の話を含めて、クラスの保護者全員に共有するために、再度説明の場を設け、必ず[]を同席させること」と約束していましたが、それが延期延期で果たされていませんでした。

そのため就学相談員が、4月28日の学年懇談会当日朝に、学校に電話をし、急遽参加することになりました。

その日の学校の記録には、学年懇談会で担任は、被害児童のことについて、被害児童が学校に来ていないことや、ズルいと言われたこと、段ボールカッターで辛い思いをしたことなどに触れ、「もっと被害児童さん声を聞き、寄り添った対応ができれば良かった」とし、被害児童はズルをしているのではなく、心に深い傷を負って辛い思いをしているということを理解してほしい、、という内容ですが、事実と違います。

当日に、保護者が就学相談員から聞いた話(※記録あります)では、教頭から子どもたちに「ズルいと言わないように」との指導があったが、「被害児童の言い分や、なんで被害児童が学校に来れないのかや、とても怖い思いをしたということを、クラスの子どもたちや保護者に教える・・・という大事なことが、抜けていた」とのことで、就学相談員は(その対応は)「違うよね」と言っていました。保護者も同感でしたが、教頭と担任がそういう対応しかないことは、もうお決まりのパターンだったので、そんなものだろうと聞いていました。

就学相談員は懇談会の中で、被害児童の言い分や、加害児童A・Bがいま、どう感じているかを保護者に向かって聞いたけれど、すぐに教頭先生が英語の教材の話でさえぎってしまい、そのまま聞けずに懇談会の時間が終わってしまったそうです。

つまり、学校の記録している、4月28日の懇談会の内容は、就学相談員の話とずいぶん食い違っています。

加害児童Aの保護者が、令和5年9月に、鯉沢警察署から聞いた話の内容と、学校の説明がだいぶ食い違うと言ったことから、学校が真実をクラス児童と保護者にしていなかったことは一目瞭然です。

8、被害児童が振り下ろされたナイフ型段ボールカッターの実物を、調査委員会の皆様に、実際に手に取っていただきたいです。

・クラス児童の証言から、担任不在の教室で、命にかかわりかねない危険なナイフ型カッターを、振り回して遊んでいたことがわかっています。

・学校は、警察の求めに応じて、証拠として「のこぎり型」段ボールカッターの写真を提出しましたが、事実と違います。

クラス児童らが振り回していたのは、鋭利な「ナイフ型」カッターです。

そのことについて、後日警察から保護者および被害児童に、事実確認がありました。

・大人であっても、その刃物を他人から何度も振り下ろされたら、どう感じるでしょうか。

まとめ

まだ7歳の被害児童が、幼稚園の頃から慕っていた担任の失敗(ナイフの保管ミス)を、みんなから怒られてしまうんじゃないかと心配したり、加害児童Aの気持ちを大人が優しく聞いてあげてほしいと心配していたことを考えると、大人として胸が痛みますし、みっともない数々の言動を繰り返した担任は、被害児童が情けをかけるに値しない人間だったと言わざるを得ません。

被害児童は、その怒りも悲しみも含めて、ずっと、正直で、まっすぐでした。

保護者は令和5年3月、学校全職員の前で、「担任がナイフを放置してしまったことで、事件が起きてしまったこと」を明らかにしたとき、逃げ場のなくなった担任が、自殺してしまうのではないかと心配しました。担任が罪を認め、心から謝罪してくれたらいい、と願っていました。

しかし、今回、開示請求でみた担任の狡猾さは、保護者の予想をはるかに上回っていました。

被害児童側は、担任や学校を信じ、対話しようと努力してしまったために、傷が深くなりました。

人間不信から立ち直ろうと、必死でもがいている被害児童のために、保護者として、決して担任と学校の不正を許しません。戦い続けます。

調査委員の皆様には、どうか、徹底的な調査と審査によって、学校と担任の不正を暴き、被害児童に、「よく頑張ったね。君は何も悪くなかった」と言ってあげてください。どうぞよろしくお願いいたします。